

福島原発事故情報・特報便 No. 3

2011年3月28日
フォーラム平和・人権・環境
原水爆禁止日本国民会議
事務局長 藤本 泰成

【既存原発の安全性能にあわせる耐震基準】

「福島原発事故情報・特報便」No.1では、福島原発の事故の主たる原因是「津波」であるが、これは「想定外」として免責されるものではなく、過去の津波の規模から言えば想定しうる範囲であり、人災である旨を書かせていただきました。そのことを裏付するような報道が、3月27日付の毎日新聞朝刊に掲載されています。

(資料①)

「大津波再来」の指摘軽視 東電、対策先送り ◇ 09年審議会で

(2011年3月27日 每日新聞)

東京電力福島第1原発の深刻な事故原因となった大津波を伴う巨大地震について、09年の経済産業省の審議会で、約110年前に起きた地震の解析から再来の可能性を指摘されていたことが分かった。

東電は「十分な情報がない」と対策を先送りし、今回の事故も「想定外の津波」と釈明している。専門家の指摘を軽んじたことが前例のない事故の引き金になった可能性があり、早期対応を促さなかった政府の姿勢も問われそうだ。(以下略)

記事の内容は、「2009年6月の原発の耐震指針の改定を受け、電力会社が実施した耐震性再評価の中間報告を検討する審議会の席上で、岡村伸行委員（産業技術総合研究所活断層・地震研究センター所長）から、『大規模震災が想定される。地震の記載のない東電報告書は納得できない』との意見が出されたが、東電は『被害はそれほど見当たらない』『貞觀地震と同規模の揺れは想定内』として現在の耐震基準で問題ないと見方を示した」というものです。「869年に宮城県沖で発生したM8以上と見られる『貞觀地震』では、福島原発から7km北の浪江町で、現在の海岸線から1.5kmまで浸水の痕跡があり、専門家は今回の震災は『貞觀地震の再来』と見ている」とも記載されています。岡村さんは、2004年のスマトラ沖地震のように、幅広い震源域がほぼ同時に破壊する「連動型地震」を想定した対応を求めましたが、最終報告で検討するとされてきました。岡村氏はこのようのことから「『想定外』とするのは言い訳に過ぎない」と述べています。東電は「連動地震による津波は想定していなかった」「貞觀地震に対する見解が定まっていなかった」などと釈明していますが、岡村さんが指摘するように「原発であればどんなリスクも考慮すべき」であったのではないでしょうか。

これまで、多くの原発災害において「想定外」という言葉が使われ、「新たな想定」と「対応する基準」が策定され続けてきました。しかし、その多くは既存原発が容認しうる限度内で見積もられてきたのではないでしょうか。「原発推進ありき」の安全性でしかなかったことが明らかになっています。

【原子力安全・保安院も、原子力安全委員会も、電源喪失は想定しない】

「特報便」No.1 資料⑤で、原子力安全委員会の斑目春樹委員長が東大教授時代の2007年2月に「すべての電源が喪失するようなことを想定しては、原発はつくれない」と発言していることを報告しましたが、3月26日付朝日新聞朝刊の記事で、原子力安全委員会の鈴木篤之委員長（2006年当時）が「日本では同じ敷地に複数のプラントがあるので、他のプラントと融通するなど、非常に多角的な対応を求めていた（だから全ての電源が喪失する事態は考えられない）」（2006年10月、衆院内閣委員会）と発言していたことが報道されています。また同様に、原子力安全・保安院の寺坂信昭院長も「そういうこと（全ての電源

喪失の事態)は、あり得ないだろうというぐらいまでの安全設計をしている」(2010年5月、経済産業委員会)と述べたと報道されています。

これらの報道は、日本の原発の安全性については「検証が不十分」という問題ではなく、危険であっても原発をつくることを根本にあって、そのためにどのように「安全の理屈」をつくるかを基本にしてきたことを証明しています。

【推進と安全が一体となった原子力政策】

(資料②)

経済産業省	千代田区霞ヶ関1-3-1	代表電話03-3501-1511
資源エネルギー庁	千代田区霞ヶ関1-3-1	代表電話03-3501-1511
原子力安全・保安院	千代田区霞ヶ関1-3-1	代表電話03-3501-1511

(経済産業省ウェブサイトより)

資料②を見ると、同じ住所が並んでいます。このことは、日本の原子力行政の安全性がおざなりにされてきたことを象徴するものです。

経済産業省のウェブサイトでは、原子力エネルギー政策を推進する「資源エネルギー庁」と原子力政策の安全確保を使命とする「原子力安全・保安院」が、外局として紹介されています。原子力行政の推進側とその安全性を監視する側が同じ経産省の下にあるということです。平和フォーラム・原水禁は、安全と推進の分離を強く要求してきましたが、これまで政府・経産省は一顧だにしない姿勢を貫いてきました。これは欧米では考えられないことです。

今回、原子力安全・保安院のスポーツマンとしてテレビに登場する西山英彦・大臣官房審議官(通商政策局担当)は、元資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の職にありました。また、前述した鈴木篤之・元原子力安全委員会委員長は、現在日本原子力研究開発機構の理事長の職にあります。下の表に示したように、日本原子力研究開発機構は、核燃料サイクル計画の研究開発・高速増殖炉「もんじゅ」の研究開発など、日本の原子力事業推進の中核を担っている独立行政法人ですが、理事長は前述のとおり原子力安全委員会から、副理事長は関西電力出身で電気事業連合会から、理事7人の内2人は機構を所管する文部科学省からの天下り、1人は元原子力安全・保安院次長からの天下りとなっています。

推進側とその安全を監督する側が一体となっていて、果たしてその独立性・公平性は保たれると言えるのでしょうか?

(資料③)

独立行政法人日本原子力研究開発機構 役員一覧

役 職	名 前	主な職歴
理 事 長	鈴木 篤之	東京大学教授 内閣府原子力安全委員会委員 内閣府原子力安全委員会委員長
副理事長	辻倉 米藏	関西電力取締役 原子力事業本部副事業本部長(原子力発電担当) 電気事業連合会顧問(原子力技術担当)
理 事	戸谷 一夫	文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長 同省大臣官房審議官(高等教育局担当)
理 事	片山正一郎	原子力安全・保安院審議官 文部科学省科学技術・学術政策局次長
理 事	三代 真彰	資源エネルギー庁公益事業部原子力発電課長 原子力安全・保安院次長
理 事	伊藤 和元	機構職員
理 事	岡田 漱平	機構職員
理 事	横溝 英明	機構職員
理 事	野村 茂雄	機構職員

(日本原子力研究開発機構ウェブサイトより)

(資料④)

独立行政法人理事長の公募結果について

平成22年8月10日

文部科学省では、高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開以降、一連の試験が終了したことから、中断していた「独立行政法人日本原子力研究開発機構の理事長の公募」について、選考を再開し、選考委員会で理事長としての適性を有していると判断されていた下記の者を機構理事長に選任いたしましたので、お知らせします。

独立行政法人日本原子力研究開発機構
鈴木 篤之

略歴

東京大学工学部 卒業
東京大学大学院工学系研究科教授
内閣府原子力安全委員会委員長

選任理由

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、日本で唯一の原子力の総合的研究開発機関として、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを使命として、原子力に関する基礎・応用研究、核燃料サイクル技術開発、放射性廃棄物の処分、原子力に関する人材育成等幅広い業務を実施している。

このため本法人の理事長には、法人全体の運営管理及び事業推進業務を総理し、法人の組織目標を確実に実現するための法人代表者としての適格性とともに、十分な組織運営・人材統括能力が求められる。

本件公募に対しては、14人の応募があり、選考委員会による書類選考で3人に絞られた候補者について、選考委員会が面接を行った上で、理事長としての適性を有する1人を任命権者である文部科学大臣に提示し、これに基づき、大臣が鈴木篤之氏を選任したところである。

鈴木篤之氏は、その経験から明らかなように原子力の研究開発利用に関する高度な知識・経験を有するとともに、中立性・公正性を担保して業務を遂行できる人格高潔で高い倫理観を有し、国民からの信頼が求められる原子力安全委員会委員長として、優れたリーダーシップを發揮してきた実績がある。また、組織運営について明確なビジョンとリーダーシップを有し、機構の事業を適正かつ効率的に運営することが期待される。さらに機構外部の者として、統合前の組織が担ってきた技術の融和による統合のシナジー効果、原子力機構の新しい展開・改革への取り組みが期待できる。文部科学大臣もそうした能力と情熱に大いに期待しているところである。

(文部科学省ウェブサイトより)

【企業・官僚・政治の癒着構造が市民の安全を破壊した】

原発の耐震基準などの決定に大きな影響力を持つ「日本土木学会」には、東京電力、東北電力、関西電力からそれぞれ理事が派遣されています。福島原発の津波対策は、土木学会の評価に基づいています（「特報便」No.1 参照）。科学的知見に関わる学会に、その事によって影響を受けるであろう電力会社から役員を送ること自体慎むべきことではないでしょうか。

東京電力は、今年1月1日付で石田徹・前経済産業省資源エネルギー庁長官を顧問に招聘しました。資源エネルギー庁は、東京電力を指導・監督する行政機関です。菅直人首相は、「天下りとは言い切れない」との考えを示したとされていますが（資料⑤）、これが「天下り」でなくて何を「天下り」というのでしょうか？ 普通の市民にとっては理解しがたいことです。

これまで指摘され続けてきた「政・財・官」の癒着構造が、今回の事故の背景に大きく影を落としているのだと思います。原子力の危険性そのものも重大な問題ですが、このような日本のエネルギー政策、特に巨大な利益を生む原子力政策推進のあり方によって、市民の生活が破壊され、今までにその命が危険にさらされているのだと思います。

(資料⑤)

菅首相：「天下りでないと言い切れない」東電顧問の石田氏

(2011年1月28日 毎日新聞)

菅直人首相は28日の参院本会議で、昨年8月に退任した石田徹・前経済産業省資源エネルギー庁長官が、今月1日付で同庁が所管する東京電力の顧問に就任したことについて「天下りでない、と言い切ることはできない」と述べた。みんなの党の川田龍平氏が「明らかな天下りだ」と指摘したのに答えた。首相は「経産省が企業に確認したところでは、退職後に企業の判断で採用した」と説明したが、改めて調査する考えを示した。

大畠章宏前経産相（現国土交通相）は5日の記者会見で、企業側からの要請に基づく措置で「天下りと一般的に言われるのとはちょっと質が違う」と述べていた。

民主党は天下りあっせんの根絶を掲げているが、09年9月の政権交代後、昨年8月までに早期退職勧奨を受けた国家公務員1590人のうち、勧奨を拒否したのは2人だけ。政府はあっせんを受けずに自力で再就職したとの立場だが、野党は「裏下り」だと追及している。【笈田直樹】

(文責 藤本泰成)